



主治医の  
先生方へ  
発信

## 保育園と薬について主治医の先生方へのお願い

平成12年9月日本保育園保健協  
議会は“保育園とくすり”に関し、  
整理しその基本方針を発表し、その後今日まで会員  
の指導および関係各方面へ伝達を行ってきました。

その間、訪問介護の普及さらには病後児保育など  
の現場での“薬の取扱い”に関連して保育園での薬  
の取扱いにも影響が出ており、改めて協議会としての  
見解を検討しておりました。

そこに、このたび厚生労働省による新しい「保育所  
保育指針」が示され、その解説書の中に「保育所で  
薬を与える場合は、医師の指示に基づいた薬に限定  
します。その際には、保護者に医師の名、薬の種類、  
内服方法等を具体的に記載した与薬依頼票を持参し

てもらいます。」と書かれております。

注) この解説書の文中、与薬依頼票を協議会では  
連絡票と記載しておりました。

日本保育園保健協議会はこの新しい「保育所保育  
指針」およびその解説書には、当協議会のこれまでの  
の見解が十分に盛り込まれており、これに従って薬  
を取り扱って頂きたいと思ひます。

ただし、地域の主治医(かかりつけ医)の先生方  
にはまだこの新しい「保育所保育指針」やその解説  
書には目を通されていない方が多く、また保育の現  
状も十分には情報が伝わっていないと思ひれます  
ので、このような現状の説明とお願い文(次頁)を、  
協議会として作りました。

### 連絡票(保護者記載用)

平成 年 月 日 記

<b>連絡先</b>	保育園名		宛
<b>連絡者</b>	保護者氏名	☎ 連絡先 電話	
	子ども氏名	男・女	歳 か月 日
<b>主治医</b>	電話		
	( 病院・医院) Fax		
<b>病名(または症状)</b>			
①	持参したくすりは 年 月 日に処方された 日分のうちの本日分		
②	保管は 室温・冷蔵庫・その他( )		
③	くすりの剤型(該当するものに○) 粉・液(シロップ)・外用薬・その他( )		
④	くすりの内容 抗生物質・解熱剤・咳止め・下痢止め・かぜ薬・外用薬・( ) 調剤内容		
⑤	使用する日時 年 月 日～ 月 日 午前・午後 時 分 又は 食事(おやつ)の 分前・分あと その他具体的に( )		
⑥	外用薬などの使用法		
⑦	その他の注意事項 薬剤情報提供書 あり・なし		
保 育 園 記 載	受領者サイン	保管時サイン	月 日 時 分
	投与者サイン	投与時刻	月 日 午前・午後 時 分
	実施状況など		

資料:「最新保健保育の基礎知識」第5版. 322頁

保育園(所)における薬の取扱いの現状と、  
地域の主治医(かかりつけ医)の先生方へのお願い

平成20年5月

日本保育園保健協議会会長 鴨下 重彦

保育園へ通っている子どもたちの保健・診療につきまして、平素よりご尽力いただき、誠にありがとうございます。

このたび厚生労働省による新しい「保育所保育指針」が示され、その解説書の中に「保育所で薬を与える場合は、医師の指示に基づいた薬に限定します。その際には、保護者に医師の名、薬の種類、内服方法等を具体的に記載した与薬依頼票を持参してもらいます。」と書かれております。

当協議会では、従前から以下のような基本的な方針をもとに、保育園での薬の取り扱いについて会員への指導、助言を行っております。各地域における主治医の先生方には、このような保育園での与薬の実情をご理解いただき、園児の診療の際にご高配をお願いいたします。

保育園での薬の取り扱いについて(基本方針)

1. 与薬は、日常の忙しい保育業務の中で、ほとんど保育士が行っているのが現状です。

現在、1人の保育士が担当する園児の数は、おおむね0歳児は3人、1歳・2歳児は6人、3歳児は20人、4歳児以上は30人となっております。また、看護師の配置されている保育園は、全国では20%以下というのが現状です。

したがって、かぜ薬等については、極力保育園で扱わないで済むよう、保護者に協力をお願いしております。

2. それにもかかわらずかぜや胃腸炎の流行する時期には、非常に多くの内服薬の依頼が殺到し、日常の保育業務の中で、安全管理に細心の注意を払いつつも安全に取り扱うことが困難になっている園も見受けられます。

3. 慢性疾患等による定時内服薬、またどうしても必要な薬につきましては、与薬依頼票(保護者記載用)に基づいて、与薬を行っております。

主治医の先生方へのお願い

1. 保育園へ通っている子どもたちへの処方につきましては、子どもの病状にもよると思われますが、なるべく保育時間内での与薬をしないですむようにご配慮をお願い申し上げます。子どもの保育時間を確認していただき、例えば、

- ① 2回投与(朝、夕)にする。(保育時間帯での与薬なし。)
- ② 3回投与が必要な場合 イ) 保護者に少し早めの降園を勧め、保護者が与薬する。  
ロ) 朝・帰宅後・寝る前の3回服用にする。

などの処方をお願いいたします。

保育時間内にどうしても与薬しなければならない場合には、保護者に与薬依頼票を記入していただき、保育園に提出するようご指導ください。

2. 与薬にあたって、保育園(集団保育)での生活に関する留意点などがありましたら、その都度保護者並びに保育園へのご指導・ご助言をお願いいたします。

今後とも、園児たちの保健、健康増進につきまして、よろしくをお願いいたします。